

◆納税は期限内に

市税の納付をうっかり忘れて納期限を過ぎると、滞納として督促状が送付され、本来納付すべき税額のほかに延滞金もあわせて納付しなければなりません。

また、滞納したまましていると納期限までに納付された納税者との公平性を保つため、やむを得ず財産の差押えなどの滞納処分を行うこととなります。

このように市税の滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろんのこと、滞納整理のために多額の費用が必要となり、市全体の大きな損失ともなりますので、市税の納期内納付にご協力をお願いします。



◆納付場所

市税は次の場所で納めてください。(令和5年4月1日現在)

●豊橋市指定金融機関（本店、支店及び出張所）

三菱UFJ銀行

●豊橋市収納代理金融機関（本店、支店及び出張所）

- ・銀行：みずほ、三井住友（令和5年度以降は口座振替のみ）、静岡、清水、十六、愛知、大垣共立、名古屋、中京、三十三銀行
- ・信用金庫：豊橋、岡崎、豊川、蒲郡、浜松磐田
- ・豊橋商工信用組合、東海労働金庫、豊橋農業協同組合、イオ信用組合、信用組合愛知商銀
- ・ゆうちょ銀行・郵便局（愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県に所在するものに限ります。）

●コンビニエンスストア（全国にある店舗）

セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ニューヤマザキデイリーストア、ローソン

●MMK端末設置店舗

設置店舗は <https://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/index.html> でご確認ください。

●モバイルレジ

手続き方法などの詳細は<https://www.city.toyohashi.lg.jp/17125.htm>を参照してください。

●電子決済による納付

クレジットカードやLINE Pay、PayPay、au PAY、d払い、J-coin Pay等により納付が可能です。令和5年度から地方税統一QRコードでの納付が可能になりました。

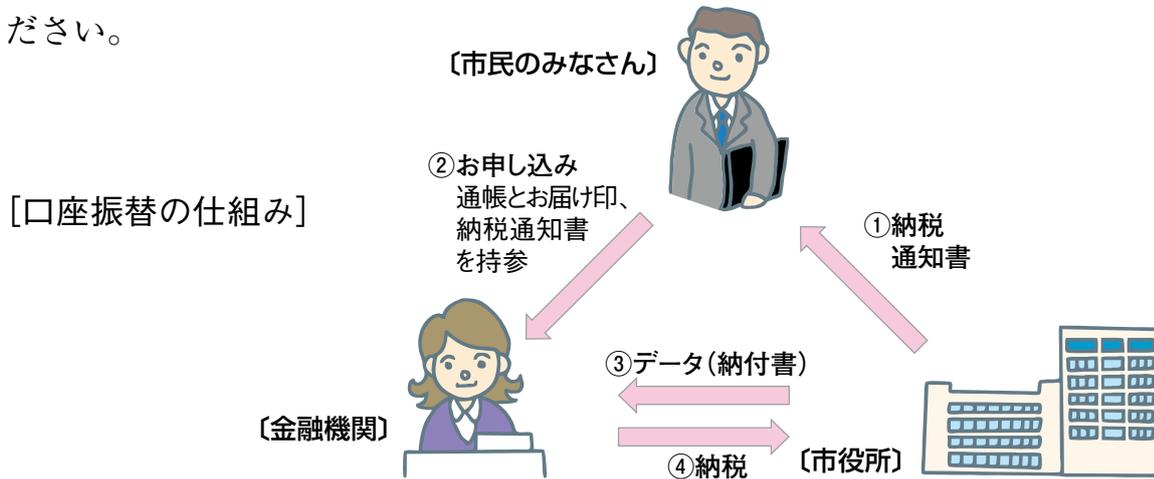
手続き方法や利用可能なアプリなどの詳細は<https://www.city.toyohashi.lg.jp/4378.htm>を参照してください。

●豊橋市役所納税課

豊橋市役所 西館 2階

◆納税は便利な口座振替で

口座振替制度は、ご指定の口座から自動的に市税が振り替えられて納付できるため、納め忘れの心配がなく、お忙しい方などに便利な制度です。ぜひご利用ください。



●口座振替取扱金融機関

指定金融機関および収納代理金融機関（前ページ参照）。

※市外の支店の口座でもご利用できます。

●申込手続き

申込用紙は、市内の口座振替取扱金融機関の窓口にて備え付けてあります。預貯金通帳、お届け印、納税通知書をお持ちのうえ、直接金融機関の窓口でお申し込みください。

※市外の金融機関でお申し込みされる場合、申込用紙が備え付けてない場合がありますので、事前に納税課に申込用紙を請求するか、市ホームページからダウンロード（「豊橋市口座振替」で検索）してお持ちください。

●口座振替の開始

お申込み月の翌月末以降の納期分から口座振替となります。納期月の中旬に口座振替設定完了通知書を送付いたします。ただし、固定資産税「全納」・第1からの「期別」及び軽自動車税は、3月31日までに申し込まれた方が振替の対象となります。

◆電子納税サービスの利用

法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税（特別徴収）については、eLTAXで電子申請したデータをもとに金融機関が提供しているインターネットバンキングやクレジットカードなどから納付手続きができます。詳しくはeLTAX地方税ポータルサイト（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

◆納税の相談

生活を営むうえで災害や犯罪被害、病気、失業、事業損失など、どうしても納期限までに納税できない場合があります。

このような予期せぬ出来事で、納税が困難となった場合には、分割して納付することや、納付時期を延ばすこともできますので、納税課の窓口でご相談ください。

◆市税を滞納した場合

納期限を過ぎた場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため延滞金を納めていただくことになります。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。

(令和5年1月現在)

①納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	～平成11年	年 7.3%
	平成12年～13年	年 4.5%
	平成14年～18年	年 4.1%
	平成19年	年 4.4%
	平成20年	年 4.7%
	平成21年	年 4.5%
	平成22年～25年	年 4.3%
	平成26年	年 2.9%
	平成27年～28年	年 2.8%
	平成29年	年 2.7%
	平成30年～令和2年	年 2.6%
	令和3年	年 2.5%
	令和4年～	年 2.4%
②納期限の翌日から1か月を経過した日以降	～平成25年	年14.6%
	平成26年	年 9.2%
	平成27年～28年	年 9.1%
	平成29年	年 9.0%
	平成30年～令和2年	年 8.9%
	令和3年	年 8.8%
令和4年～	年 8.7%	

- (注) 1. 税額が2,000円未満の場合、延滞金は徴収しません。
2. 徴収する税額の1,000円未満は切り捨てて計算します。
3. 算出された延滞金が1,000円未満の場合、延滞金は徴収しません。
4. 算出された延滞金の100円未満の端数は切り捨てます。
5. 延滞金は法改正により率に変更されることがあります。詳しくは納税課へお問い合わせください。

計算方法はP66のQ & Aを参照してください。